放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、17都道府県の31人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいておりません。9月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 17都道府県31人

(北海道1、茨城県2、栃木県2、埼玉県3、千葉県2、東京都2、神奈川県3、福井県1、静岡県1、愛知県2、三重県1、大阪府5、奈良県1、広島県2、福岡県1、佐賀県1、宮崎県1) 数字は人数

※ 予告は平成28年9月21日までに実施済み